

3. 軽米町緊急通報装置設置事業

「緊急通報装置」とは、ひとり暮らし老人等が身に付けるもので、簡単な操作により当該ひとり暮らし老人等に係る緊急事態を自動的に通報することができる無線受信機をいう。

<対象となる方>

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らし
- ・ おおむね65歳以上の要援護高齢者を含む高齢者のみの世帯で構成される世帯に属する者
- ・ おおむね65歳以上の老人のみで構成される世帯に属する者
- ・ ひとり暮らしの重度身体障害者

<申込方法>

民生委員からの調査票が必要になるため、担当地区民生委員を通じて申請する。

《必要書類》 軽米町緊急通報装置貸与申請書

軽米町緊急通報装置貸与対象者調査票

承諾書

(緊急通報装置で救急車を呼び出した場合において、玄関等が開かない場合は、戸や鍵を壊し中に入ること等への承諾)

<設置について> 一定台数の空きがあるまで待機となる場合もある。

<更等の届出及び貸与決定の取り消し>

- ・ 住所、氏名、電話番号又は緊急時の連絡先に変更があったとき。
- ・ 長期間不在となるとき。
- ・ ひとり暮らし高齢者でなくなったとき。

<費用負担>

設置費用並びに装置の維持管理に必要な費用は個人負担とする。

ただし、非課税世帯の者については、設置費用は全額町負担とする。

【申し込み・問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センターブランチ (軽米町社会福祉協議会) (☎46-2881)

軽米町健康福祉課・福祉グループ (☎46-4736)